

第 234 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2023 年 4 月 17 日（月）午前 10 時 00 分～11 時 37 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、久後翔太郎、小路直彦、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																								
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」5 月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事概要案が承認された。 ・ 審査対象資材のうち、5 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 30%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>全国（東北除く）</td> <td>大型物件向けが好調なことから需要は底堅く推移。電気料金や人件費等の製造コスト増加からメーカーは追加値上げを打ち出し、価格交渉を継続。値上げの一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>H形鋼</td> <td>中国、四国、九州</td> <td>電気料金の高騰を理由にメーカーは値上げを打ち出したが、中小物件需要が精彩を欠く中、交渉は難航している。前回までの値上げの浸透が遅れていた中四国、九州では市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>青森、盛岡、秋田、大津、京都</td> <td>セメントメーカーは昨年 10 月出荷分から 3,000 円以上の値上げに取り組んでいる。メーカーの強気の販売姿勢を受け、東北 3 県は値上げが満額、近畿 2 県は一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>さいたま</td> <td>原材料、輸送コスト増加を理由に組合は今年 1 月より値上げを打ち出す。3 月からの追加値上げを前に足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>新潟</td> <td>原材料コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。非組合員も値上げに追随しているが、大型物件では競合もみられ、値上げの一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>松江</td> <td>原材料コスト増加を理由に組合は昨年 12 月より値上げを打ち出す。需要低迷が続く中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した資材】			異形棒鋼	全国（東北除く）	大型物件向けが好調なことから需要は底堅く推移。電気料金や人件費等の製造コスト増加からメーカーは追加値上げを打ち出し、価格交渉を継続。値上げの一部が浸透し、市況上伸。	H形鋼	中国、四国、九州	電気料金の高騰を理由にメーカーは値上げを打ち出したが、中小物件需要が精彩を欠く中、交渉は難航している。前回までの値上げの浸透が遅れていた中四国、九州では市況上伸。	セメント	青森、盛岡、秋田、大津、京都	セメントメーカーは昨年 10 月出荷分から 3,000 円以上の値上げに取り組んでいる。メーカーの強気の販売姿勢を受け、東北 3 県は値上げが満額、近畿 2 県は一部が浸透し、市況上伸。	生コンクリート	さいたま	原材料、輸送コスト増加を理由に組合は今年 1 月より値上げを打ち出す。3 月からの追加値上げを前に足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。	生コンクリート	新潟	原材料コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。非組合員も値上げに追随しているが、大型物件では競合もみられ、値上げの一部が浸透し、市況上伸。	生コンクリート	松江	原材料コスト増加を理由に組合は昨年 12 月より値上げを打ち出す。需要低迷が続く中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。
<品目>	[地区]	(理由)																							
【上伸した資材】																									
異形棒鋼	全国（東北除く）	大型物件向けが好調なことから需要は底堅く推移。電気料金や人件費等の製造コスト増加からメーカーは追加値上げを打ち出し、価格交渉を継続。値上げの一部が浸透し、市況上伸。																							
H形鋼	中国、四国、九州	電気料金の高騰を理由にメーカーは値上げを打ち出したが、中小物件需要が精彩を欠く中、交渉は難航している。前回までの値上げの浸透が遅れていた中四国、九州では市況上伸。																							
セメント	青森、盛岡、秋田、大津、京都	セメントメーカーは昨年 10 月出荷分から 3,000 円以上の値上げに取り組んでいる。メーカーの強気の販売姿勢を受け、東北 3 県は値上げが満額、近畿 2 県は一部が浸透し、市況上伸。																							
生コンクリート	さいたま	原材料、輸送コスト増加を理由に組合は今年 1 月より値上げを打ち出す。3 月からの追加値上げを前に足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。																							
生コンクリート	新潟	原材料コスト増加を理由に組合は昨年 10 月より値上げを打ち出す。非組合員も値上げに追随しているが、大型物件では競合もみられ、値上げの一部が浸透し、市況上伸。																							
生コンクリート	松江	原材料コスト増加を理由に組合は昨年 12 月より値上げを打ち出す。需要低迷が続く中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。																							

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果	
	生コンクリート	<p>高松</p> <p>原材料コスト増加を理由に香川県生コン協組連合会は昨年 10 月より値上げを打ち出す。年明け以降、新規工事の増加で価格交渉が進展し、市況上伸。</p>
	<p>コンクリート用砂 (荒目) (細目)</p> <p>コンクリート用砕石</p>	<p>松江</p> <p>老朽化した設備の更新、運搬コスト増加等を理由にメーカーは昨年 10 月以降、値上げを打ち出す。生コン市況が上伸した主需要者である生コン工場が値上げを受け入れ、市況上伸。</p>
	コンクリート用砕石	<p>鳥取</p> <p>製造コスト増加を理由に一部メーカーは昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年 1 月より他社も値上げに追随し、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。</p>
	再生クラッシュラン	<p>新潟</p> <p>バイパス工事等で需要旺盛な中、運搬コスト増加を理由に最大シェアの中間処理業者が今年 1 月より値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。</p>
	PHC パイル	<p>新潟</p> <p>原材料コスト増加を理由にパイプ協組は昨年 7 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、原材料費や電気代等のさらなる製造コスト増加を受けて売り腰を強め、市況上伸。</p>
	軽油	<p>全国</p> <p>OPEC プラスが 5 月からの追加減産を発表したことで原油相場は上昇。政府補助金の支給は継続されているものの、スポット価格の上昇を受け、市況上伸。</p>
	ストレートアスファルト	<p>全国</p> <p>ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は上昇し、元売会社は卸価格を引き上げた。ディーラーは道路舗装会社との価格改定交渉において卸価格の転嫁を進め、市況上伸。</p>
	自由勾配側溝	<p>熊本</p> <p>原材料コスト増加を理由に大手メーカーは昨年 4 月より値上げを打ち出す。他社も値上げに追随し、足並みをそろえて売り腰を強めた結果、需要者が値上げの一部を受け入れ、市況上伸。</p>

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
<p>○生コンクリートについて、セメント価格の上昇を理由とした値上げが各地区で見られるが、呼び強度によって値上げ幅は違うのか、一律に同額で上がるのか。</p> <p>○再生加熱アスファルト混合物と再生クラッシュランの東京と大阪の価格が他地区よりも安価な水準だが、需要量の影響によるのか。</p> <p>3. 「積算資料」5月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p>	<p>ネットフェンス 全国</p>	<p>鋼材価格上昇を理由にメーカー各社は昨年8月以降、値上げを打ち出す。鋼材市況が引き続き上昇基調にある中、年度末の需要期に入り交渉が進展し、値上げが浸透して、市況上伸。</p>	
	<p>【下落した資材】</p>		
	<p>鉄スクラップ 全国</p>	<p>鉄スクラップ市況をけん引した海外需要が減少し、輸出向け価格は下落。国内電炉メーカーは段階的に炉前購入価格を引き下げ、問屋筋も追随し、市況下落。</p>	
	<p>再生加熱アスファルト混合物 大阪</p>	<p>原材料のストアス価格が下落に転じたことから、需要者は値下げ要求を強めている。メーカーは燃料費の製造コスト増加から販売価格維持の姿勢だが、数量志向の安値もみられ、市況下落。</p>	
<p>・生コンクリートは、呼び強度によってセメントの使用量が異なるが、値上げの際はベース価格を上げて全規格同額の値上げとするケースが多い。一方で、数年おきにコスト分析を行って高強度の上げ幅を大きくするなど、規格間価格差を見直す組合や工場も多く、値上げに際して価格表の規格間価格差変更を伴うケースもある。</p> <p>・両資材とも大都市圏で需要量が多いことが価格面でメリットになっている。また、再生クラッシュランは、都市部では発生量に対して需要量が伴わず、荷余り感があることから、安価な水準となっている。</p>			
<p>・審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p>			
	<p><品目></p>	<p>[地区]</p>	<p>(理由)</p>
	<p>【上伸した資材】</p>		
	<p>アルミサッシ 全国</p>	<p>中小物件の引き合いに加え、大型物件の仕上げ工事が稼働しており、需要は堅調。母材価格や燃料費の上昇を受け、昨年10月以降、メーカーは値上げを表明。新価格が浸透して、市況上伸。</p>	
	<p>【下落した資材】</p>		
	<p>型枠用合板 全国</p>	<p>足元では市中在庫に荷余り感解消の兆しはみえず荷動きも鈍い。産地価格の下落を受け、流通業者は、決算期での在庫整理を優先して販売価格を引き下げる動きを継続し、市況下落。</p>	

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果	
<p>○電線・ケーブルについて、調査対象の販売店は電線・ケーブルを主力としているのか、他の資材も取り扱っているのか。</p> <p>○木材の需要が低調とのことだが、国の木材利用促進法などは、あまり功を奏していないのか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>正角材 杉 (KD) 全国</p>	<p>木造住宅の需要低迷から荷動きが引き続き低調な中、電気料金上昇など製造コスト増加から販売側は価格を維持したい意向だが、競合する輸入材に引きずられ、市況下落</p>
	<p>平角材 米松 (KD) 全国</p>	<p>木造住宅の需要低迷から荷動きは引き続き低調。米国内の住宅需要減少で現地価格は下落。世界的な需要減少から欧州材との価格競争も加わり、市況下落。</p>
	<p>・照明やブレーカーなど電線・ケーブル以外の電設資材も取り扱う販売店が多いが、電線・ケーブル専門に近い販売店もあり、どちらも調査対象としている。</p> <p>・国の施策による木材需要の増加は一部みられるが、木材需要の中心はやはり住宅であり、住宅需要が盛り上がり欠けていることが、現在、木材需要が低調な背景となっている。</p> <p>・2023年5月17日(水)10時～12時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>	

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改定施行する。